

和歌山県支部

改正パートタイム労働法の施行と中小企業への影響に関する調査研究

少子高齢化が進み、労働力人口の減少対策として増加するであろうパートタイム労働者
がその能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備することを目的として、平
成20年4月に「改正パートタイム労働法」が施行された。今後はパートタイム労働者の
待遇を通常の労働者との均衡のとれた待遇とするための措置や通常の労働者への転換を推
進するための措置を講ずることが事業主に求められることとなる。

法の趣旨はよく理解できるが、中小企業にとって非常に負担が大きいので、果たして改
正内容に対応できるのかは、はなはだ疑問である。

そこで、中小企業の実態を調査し、ネックがどこにあるのか、またその解決策を研究し
て見出すことを目的として、平成20年度の調査研究事業に取り組んだ。

はじめに懸念したとおり、パートタイム労働法の改正の趣旨と中小企業の実態や経営者
の意識とは多くの相違点が見られた。しかし、だからといって法令遵守を無視していいも
のではない。

長い目で見ると、短時間労働者を基幹戦力として活用しなければならない時期が来るこ
とは明白である。

今後、働き方と価値観の多様化が進むなかで、労働者は職業生活と私生活のバランスを
これまで以上に考えるようになってくる。このような変化に対応することが、企業の社会
的責任となっているといっても過言ではない。それだけではなく、少子高齢化と労働力不
足の時代を迎え、変化に対応し、多様な人材を活用することが、企業の人事戦略上、重要
な課題になっている。

企業の法令遵守という消極的な考え方から、企業戦略上のニーズと働く人のニーズの双
方にこたえるため、改正法の趣旨を考慮して、今一度、改正パートタイム労働法をよく理
解して、体制の立て直しを行う必要がある。

これらのことを考慮し、中小企業の経営者が法令遵守のために増加する労務費を、いか
にして労働者のスキルやモラルを高めて生産性の向上でカバーできるかに、企業の命運
がかかっているといってもよいのではないか。経営者の意識の改革を望むところである。

報告書の内容は、「パートタイム労働法改正の趣旨とパートタイム労働者の定義」「改正
パートタイム労働法の概要」「改正パートタイム労働指針の概要」「パートタイム労働者と
労働関係法令」「雇用管理状況調査結果」「問題点と対応策」で構成されており、この報告
書が今後の中小企業の短時間労働者の雇用管理上のテキストとなるように考えて、構成さ
れている。